



令和3年 (2021年) 7月26日(月)

No. 15460 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第26回

中国における「禁訴令」(Anti-suit Injunction)について (1)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (10)

中国知財の最新動向 第26回

中国における「禁訴令」(Anti-suit Injunction) について

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

「Anti-suit Injunction」(中国語では「禁訴令」とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-

suit Injunction」を受けた当事者が、さらに他国の裁判所でそれを差し止めるために、「Anti-anti-suit Injunction」を求めることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許(Standard-Essential Patent: SEP)にかかる訴訟に関し、A国の裁判所に「Anti-suit Injunction」が申し立てられ、その後、B国の裁判所に「Anti-anti-suit

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

Injunction」が申し立てられ、またA国の裁判所に「Anti-anti-anti-suit Injunction」が申し立てられるといったように、申立ての応酬が際限なく繰り返されるという事態が発生している。

その中で、中国における「Anti-suit Injunction」、即ち、「禁訴令」が注目されている。注目されている理由は、後述するとおり、中国では、華為（ファーウェイ）とConversantの紛争事件、小米（シャオミ）とInter Digitalの紛争事件、サムスンとEricssonの紛争事件というように、次から次へと「禁訴令」に関する事件が生じていることが挙げられよう。また、中国のGDPが世界第2位となり、コロナ禍の中でもプラス成長を継続していること、ファーウェイ等の中国企業が5G等の標準必須特許の多くの部分を有していることに対する警戒感も背景にあると思われる。さらに、共産党一党独裁及び社会主義市場経済を標榜する中国への対抗意識、米国トランプ政権において緊迫化した米中経済戦争、日本を含む西側マスコミによる嫌中報道等の影響もある。そこに、最近の香港や新疆ウイグル自治区における人権問題が、火に油を注いだという面もある。そして、(実はこれが最も大きな理由かも知れないが、)外国人の「中国の法制度に対する無理解」が、中国の「禁訴令」なるものに対する漠然とした不安感を増幅させ、結果として、中国の「禁訴令」に対する注目度を上げているのではないと思われる。

実は、結論から言ってしまうと、中国の「禁訴令」は、従前から民事訴訟法100条・101条に規定されている「行為保全」(日本法でいう仮処分)の一適用例にすぎず、決して、中国の政府や法院が外国企業による標準必須特許訴訟に対抗するために生み出した新しい制度というわけではない。中国は判例法主義の国ではないし、法院・裁判官の地位も高いとはいえないため、(最高人民法院による司法解釈を除き、)法院・裁判官が、法律に規定されていない規範を勝手に定立することは許されないのである。

そこで、今回は、中国の「禁訴令」をテーマとして、その法制度の概要及び紛争事件等について紹介することとしたい。

II. 禁訴令に関する中国法上の根拠

1. 行為保全(「訴訟保全」と「訴訟前保全」)

中国の法令には、「禁訴令」という言葉は含まれていない。中国における「禁訴令」は、行為保全(日本法でいう仮処分)措置の一適用例である。行為保全措置の法律上の根拠は、民事訴訟法100条及び101条である。民事訴訟法100条の定める措置は、「訴訟保全」と呼ばれ、主に判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害を予防するための保全措置である。これに対して、民事訴訟法101条の定める措置は、「訴訟前保全」と呼ばれ、緊急状況によって利害関係者が回復不能な損害を受けることを予防するための保全措置である。民事訴訟法100条及び101条の条文の和訳は、以下のとおりである。

・民事訴訟法100条

人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の原因によって、判決が執行し難くなり、又は当事者にその他の損害をもたらすおそれがある事件について、相手方当事者の申立に基づき、その財産に対し保全し、それに一定の行為を行うよう命じ、若しくは一定の行為を行うことを禁止する裁定を下すことができる。当事者が申立を提出しない場合、人民法院は必要ときに保全措置を講じる裁定を下すこともできる。

人民法院は、保全措置を講じるにあたっては、申立人に担保の提供を命じることができ、申立人が担保を提供しない場合、申立を却下する裁定を下す。

人民法院は申立を受理した後、状況が緊急である場合、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講じる裁定を下した場合、直ちに執行を開始しなければならない。

・民事訴訟法101条

利害関係人は、状況が緊急であることにより、直ちに保全の申立をしなければ、その合法的権益に回復できないほどの損害を受けるおそれがある場合、訴訟を提起し若しくは仲裁を申し立てる前に、被保全財産の所在地、被申立人の住所地の、若しくは事件について管轄権を有する人民法院に保全措置を講じるよう申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合、申立を却下する裁定を下す。

人民法院は、申立を受理した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講じる裁定を下した場合、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院が保全措置を講じた後30日以内に、申立人が、法に基づき訴訟を提起せず若しくは仲裁を申し立てない場合、人民法院は保全を解除しなければならない。

また、最高人民法院による「民事訴訟法の適用に関する解釈」の152条も、民事訴訟法100条及び101条に関連するので、ここで紹介しておく。

・「民事訴訟法の適用に関する解釈」152条

人民法院は、民事訴訟法第100条、第101条の定めに基づき、訴訟前の保全、訴訟保全措置を講じるときに、利害関係者又は当事者に担保の

提供を命じる場合、書面にて通知するものとする。

利害関係者は、訴訟前の保全を申し立てる場合、担保を提供しなければならない。訴訟前の財産保全を申し立てる場合、保全申立金額に相当する担保を提供しなければならない。状況が特殊である場合、人民法院は情状を酌量して処理することができる。訴訟前の行為保全を申し立てる場合、担保金額は、人民法院が事件の具体的状況に基づき決定する。

訴訟において、人民法院は、申立又は職権により保全措置を講じる場合、事件の具体的状況に基づき、当事者が担保を提供すべきか否か、及び担保の金額を決定するものとする。

以上の各条文の内容を整理し、「訴訟保全」と「訴訟前保全」を比較すると、表1のとおりである。

表1：訴訟保全と訴訟前保全の比較

	訴訟保全	訴訟前保全
法律規定	民事訴訟法100条	民事訴訟法101条
申請主体	当事者が申請し、又は人民法院が職権により適用する	利害関係者が申請する
申請期間	訴訟提起の受理後	訴訟提起の前30日以内
適用要件	判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害をもたらすこと	緊急状況により、利害関係者が直ちに保全を申し立てなければ、回復し難い損害を受けること
担保提供の要否	法院が担保提供を要求した場合は必要	必要
判断の所要時間	緊急状況の場合は48時間以内	48時間以内

2. 知的財産権紛争における行為保全

上述のとおり、中国法における行為保全（「訴訟保全」と「訴訟前保全」）は、日本法における仮処分に対応する一般的な制度であり、知的財産法分野だけでなく、あらゆる法分野で適用される可能性があるものである。

知的財産権紛争における行為保全の適用については、最高人民法院による「知的財産権紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「知財紛争行為保全規定」という）が公布されている。

その主な条文は、以下のとおりである。

・知財紛争行為保全規定1条

本規定における知的財産権紛争とは、「民事

事件請求原因規定」（中国語では「民事案件案由規定」）における知的財産権及び競争に係る紛争をいう。

・知財紛争行為保全規定4条

人民法院に行為保全を申し立てる場合、申立書及び関連証拠を提出しなければならない。申立書には、以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 申立人及び被申立人の身分、送付先住所、連絡先。
- (2) 行為保全措置の申立の内容及び期限。
- (3) 申立の根拠とする事実・理由。これには、被申立人の行為が、申立人の合法的權益に回復できないほどの損害をもたらす、又は事件裁決の執行を困難にする等の損害をもたらす

具体的な説明が含まれる。

(4) 行為保全のために担保を提供する財産情報若しくは資本信用証明、又は担保提供が不必要である理由。

(5) その他の明記しなければならない事項。

・知財紛争行為保全規定6条

以下の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、直ちに保全措置を講じなければ申立人の利益を侵害するに足る場合、民事訴訟法第100条、第101条に規定された「状況が緊急である場合」とであると認定するものとする。

(1) 申立人の営業秘密が間もなく不法に開示されようとしている場合。

(2) 申立人の公表権・プライバシー等の人身権が間もなく侵害されようとしている場合。

(3) 争われている知的財産権が間もなく不法に処分されようとしている場合。

(4) 申立人の知的財産権が、展示販売会等の時間との関連性が比較的強い場所で、まさに侵害されている、又は間もなく侵害されようとしている場合。

(5) 時間との関連性が比較的強い人気番組において、まさに侵害されている、又は間もなく侵害されようとしている場合。

(6) その他、行為保全措置を直ちに講じる必要がある場合。

・知財紛争行為保全規定7条

人民法院は、行為保全の申立てを審査する場合、次に掲げる要素を総合的に考慮するものとする。

(1) 申立人の申立に事実基礎及び法的根拠があるか否か、これには、保護を求める知的財産権の効力が安定しているか否かをも含む。

(2) 行為保全措置を講じなければ、申立人の合法的権益は回復できないほどの損害を受けるか否か、又は事件裁決の執行が困難になるほどの損害をもたらすか否か。

(3) 行為保全措置を講じないことによって申立人の受ける損害が、行為保全措置を講じることによって被申立人の受ける損害を超えるか否か。

(4) 行為保全措置を講じることによって、社

会公共の利益に損害を与えるか否か。

(5) その他の考慮しなければならない要素。

・知財紛争行為保全規定10条

知的財産権及び不正競争に係る紛争の行為保全事件において、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、民事訴訟法第101条に規定される「回復することができないほどの損害」にあると認定するものとする。

(1) 被申立人の行為が、申立人が有する商業上の名誉信用、又は公表権、プライバシー等の人身的性質の権利を侵害し、且つ取り返しのつかない損害をもたらす場合。

(2) 被申立人の行為が、権利侵害行為の制御を困難にし、且つ申立人への損害を著しく増大させる場合。

(3) 被申立人の侵害行為が、申立人の関連市場シェアを著しく減少させる場合。

(4) 申立人に対し、その他の回復することができないほどの損害をもたらす場合。

・知財紛争行為保全規定12条

人民法院が講じる行為保全措置は、一般的に、被申立人が担保を提供することにより解除されない。但し、申立人が同意した場合を除く。

3. 行為保全措置に違反した場合の効果

行為保全措置を命じられた者は、命令に従わなければならない。

命令に従わない者は、過料を課される可能性があり(個人の場合は10万円以下、法人の場合は5万円～100万円)、また、主管者又は直接責任者が拘留される可能性がある(民事訴訟法111条、115条)。情状が重い場合、主管者又は直接責任者に対し、さらに刑事罰(7年以下の有期懲役、拘留、罰金)が科される可能性もある(刑法313条)。

・民事訴訟法111条

訴訟参加人又はその他の者に次に掲げる行為のいずれかがある場合、人民法院は、状況の重さに基づき過料を課し、拘留することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

(中略)

(6) 既に法的効力が生じた人民法院による判決、裁定の履行を拒絶する場合。

人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある単位²に対し、その主管者又は直接責任者に対し、過料を課し、拘留することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

・民事訴訟法115条

個人に対する過料金額は、10万人民元以下とする。単位に対する過料金額は、5万人民元以上100万人民元以下とする。

拘留の期間は、15日以下とする。

被拘留者は、人民法院が公安機関に引き渡しして拘留する。拘留期間は、被拘留者が過ちを認め、且つ是正した場合、人民法院は拘留の繰り上げ解除を決定することができる。

・刑法313条

人民法院の判決又は裁定に対して執行能力があるのに執行を拒絶し、情状が重大である者は、3年以下の有期徒刑、拘留又は罰金に処する。情状が特に重大である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

単位が前項の罪を犯した場合は、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他直接責任者は前項の規定により処罰する。

Ⅲ. 禁訴令に係る裁判例

1. 中国における禁訴令の最初の事案（海事法に関する行為保全紛争事案）

前述したとおり、中国における「禁訴令」は、行為保全措置の一適用例である。中国における禁訴令の最初の事案は、「海事法」に関する行為保全紛争事案であった。その事案の概要は、以下のとおりである。

- (1) 事件番号 (2017) 鄂72行保3号
- (2) 法院 武漢海事法院
- (3) 裁定年月日 2017年7月21日
- (4) 申立人 華泰財産保険有限公司深圳分公司
- (5) 被申立人 CLIPPER CHARTERING S.A.
- (6) 関連法令 海事訴訟特別手続法51条・57条、最高人民法院による「海事訴訟特別手続法の適用に関する若干問題における解釈」41条～46条

上記の紛争事案における武漢海事法院の裁定の結論は、「CLIPPER CHARTERING S.A.は、香港高等法院によるHCCT28/2017号禁訴令を取り下げよ。」というものである。

このように、中国の武漢海事法院は、「海事法」の分野の紛争事件に関し、実質的に同一の紛争が複数の国³の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止命令（禁訴令）を下した。

その後、中国では、標準必須特許（SEP）にかかる訴訟に関し、禁訴令を適用する事案が続々と生じてきた。その主な紛争事案につき、以下のとおり紹介する。

2. 禁訴令が下された標準必須特許（SEP）紛争事案

1 華為（ファーウェイ）とConversantの紛争事案

- (1) 事件番号 (2019) 最高法知民終732、733、734号の1
- (2) 法院 最高人民法院
- (3) 裁定年月日 2020年8月28日
- (4) 申立人 華為（ファーウェイ）技術有限公司
- (5) 被申立人 Conversant Wireless Licensing Sà r.l.
- (6) 関連法令 民事訴訟法100条、102条、111条1項6号、115条1項

上記の紛争事案における最高人民法院の裁定の結論は、以下のとおりである。

①Conversantは、最高人民法院が上訴事件につき終審判決を下す前に、2020年8月27日にドイツのデュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申し立ててはならない。

②本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料（法定の上限額）に処し、日数で積算する。

最高人民法院の上記裁定の理由の要旨は、以下のとおりである。

①外国裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立については、(a) 被申立

人が外国裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、(b) 行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、(c) 行為保全措置を採らないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人が被る損害を超えるか否か、(d) 行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び(e) 行為保全措置を採ることが国際礼讓の原則に合致するか否か、という5つの点を考慮して総合的に判断する。

②本件では、デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につきConversantによる執行申立を認めると、華為(ファーウェイ)は、ドイツ市場からの撤退、又は高額の許諾料を受け入れるしかなく、華為(ファーウェイ)の事後的な救済は不可能となる。

③また、本件では、中国での提訴の受理の方がドイツよりも早かった等の事情もある。

表2のとおり、「華為(ファーウェイ)とConversantの紛争事件」における最高人民法院の判断要素は、「知財紛争行為保全規定」7条

とほぼ同一又は類似しているといえる。

上表のとおり、5つの判断要素のうち、要件②～⑤はほとんど同じである。要件①についても、表現は異なるが、要するに、「申立人の請求を認めるべき事実基礎及び法的根拠があること」を要件としており、実質的には同じであるといえる。なぜなら、「知財紛争行為保全規定」7条では、「申立人の請求に事実基礎及び法的根拠があるか否か」を問題としているところ、最高人民法院裁定では、外国訴訟の中国訴訟に対する影響を、訴訟主体、審理対象、行為の効果という3つの面から分析することにより、外国訴訟を差し止めるという申立人の請求に事実基礎及び法的根拠があるか否かを問題としているからである。

2 小米(シャオミ)とInter Digitalの紛争事件

(1) 事件番号 (2020)鄂01知民初字第169号の1

(2) 法院 武漢市中級人民法院

(3) 裁定年月日 2020年9月23日

(4) 申立人 小米(シャオミ) 通迅技術有限公司等

表2：最高人民法院裁定における判断要素と「知財紛争行為保全規定」7条の比較

「華為とConversantの紛争事件」最高人民法院裁定における禁訴令の判断要素	「知財紛争行為保全規定」7条における行為保全の判断要素
①外国訴訟の中国訴訟に対する影響：訴訟主体、審理対象、行為の効果という3つの面から分析する。	①申立人の請求に事実基礎及び法的根拠があるか否か。これには、保護を求める知的財産権の効力が安定しているか否かをも含む。
②行為保全措置を採る必要性：行為保全措置を採らないことにより、申立人の合法的權益に回復し難い損害が生じ、又は判決、裁定の執行が困難となる等の損害が生じるか否かを分析する。	②行為保全措置を講じなければ、申立人の合法的權益に回復できないほどの損害が生じるか否か、又は事件判決の執行が困難になるほどの損害が生じるか否か。
③当事者双方の利益のバランス：行為保全措置を採らないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人が被る損害を超えるか否かを分析する。	③行為保全措置を講じないことによって申立人の受ける損害が、行為保全措置を講じることによって被申立人の受ける損害を超えるか否か。
④公共利益への影響：行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否かを分析する。	④行為保全措置を講じることによって、社会公共の利益に損害を与えるか否か。
⑤国際礼讓：事件受理日の先後関係、事件管轄の適切性、外国裁判所の審理・裁判に対する影響の大きさ等の要素を分析する。 禁訴令の適用に関する判断に、他の考慮要素を取り入れることを排除しない。	⑤その他の考慮しなければならない要素。

- (5) 被申立人 Inter Digital, Inc.等
(6) 関連法令 民事訴訟法100条、102条、111条1項6号、115条1項、「知財紛争行為保全規定」3条1項、4条、6条6号、7条、10条3号、10条4号、13条

上記の紛争事案において、武漢市中級人民法院の裁定の結論は、以下のとおりである。

- ① Inter Digitalは、デリー高等裁判所での暫定的差止命令・永久的差止命令の申立を取り下げよ。
② 本件結審まで、Inter Digitalは、いかなる国・地域の裁判所でも、本件に係る3G・4G標準必須特許に関連する暫定的差止命令・永久的差止命令及び関連命令の執行を申し立ててはならない。
③ 本件結審まで、Inter Digitalは、いかなる国・地域の裁判所でも、本件に係る3G・4G標準必須特許に関連するライセンス料紛争につき訴訟を提起してはならない。
④ 本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料(法定の上限額)に処し、日数で積算する。

武漢市中級人民法院の上記裁定の理由の要旨は、以下のとおりである。

- ① Inter Digitalは、小米(シャオミ)による本件訴訟が武漢市中級人民法院に受理されたことを知った後、本件訴訟の審理を尊重せず、インドの裁判所で仮差止及び差止請求の手続を行った。このことは、本件審理の手続に干渉と妨害をもたらすものであり、Inter Digitalには主観的故意があるといえる。
② Inter Digitalがインドの裁判所で差止請求の手続を行うことは、本件訴訟と異なる判断が下される事態を招く可能性がある。これは、小米(シャオミ)とInter Digitalとの間で既に展開しているライセンス交渉の達成に影響するのみならず、本件訴訟の執行にも困難をきたす。
③ Inter Digitalがインドの裁判所で仮差止及び差止請求の手続を行うことは、必然的に小米(シャオミ)及びその関連会社のインドでの運営に影響し、小米(シャオミ)の利益を極

めて大きく損なうこととなり、且つその損害も回復し難くなる。

- ④ Inter Digitalは特許不実施主体(NPE)であり、ライセンス交渉と訴訟を通じて利益を獲得しようとするものであり、標準必須特許の製品の製造を行っていない。本法院が「Anti-suit Injunction」命令を下すことは、Inter Digitalの救済に遅延をもたらす以外に、Inter Digitalの有する標準必須特許自体には何ら実質的な損害をもたらすことがなく、且つ社会公共の利益を害することもない。

なお、本禁訴令につきInter Digitalは不服審査を申し立てたが、武漢市中級人民法院は、2020年12月4日、(2020)鄂01知民初169号の2により当該Inter Digitalの不服審査申立を棄却した。

3 サムスンと Ericssonの紛争事件

- (1) 事件番号 (2020)鄂01知民初743号
(2) 法院 武漢市中級人民法院
(3) 裁定年月日 2020年12月25日
(4) 申立人 サムスン電子株式会社等
(5) 被申立人 Telefonaktiebolaget LM Ericsson等
(6) 関連法令 民事訴訟法100条、102条、「知財紛争行為保全規定」3条1項、4条、7条、13条

上記の紛争事案において、武漢市中級人民法院の裁定の結論は、以下のとおりである。

- ① 本件結審まで、Ericssonは、いかなる国・地域の裁判所、税関、行政機関、又はその他のルートでも、本件に係る4G・5G標準必須特許に関連する暫定的差止命令・永久的差止命令又は行政措置を求めてはならず、既に提起された関連の申立を取り下げよ。
② 本件結審まで、Ericssonは、いかなる国・地域の裁判所、税関、行政機関、又はその他のルートでも、本件に係る4G・5G標準必須特許に関連する暫定的差止命令・永久的差止命令又は行政措置の執行を申し立ててはならない。
③ 本件結審まで、Ericssonは、いかなる国・地

域の裁判所でも、本件に係る4G・5G標準必須特許に関連するライセンス料率紛争につき提訴してはならず、既に提起された関連の申立を取り下げよ。

- ④本件結審まで、Ericssonは、いかなる国・地域の裁判所でも、サムソンによる本保全申立の取下げ又はサムソンによる本保全裁定の執行申立ての差止めを申し立ててはならない。
- ⑤本裁定に違反した場合、民事訴訟法第10章(「民事訴訟の妨害に対する強制措置」)の関連規定に従い処罰する。

武漢市中級人民法院の上記裁定の理由の要旨は、以下のとおりである。

- ①被申立人の行為により判決が執行困難となる状況が存在するか否かについて

仮に被申立人がイセンス条件又はライセンス料に関する裁定の申立等の関連行為を行えば、先に受理された本件と後に受理される訴訟との間に、審理の範囲及び判決の結果に重複又は衝突が生じ、本件判決の執行が阻害されてしまうこととなる。

- ②行為保全措置を講じなければ、申立人の合法的な権益に回復し難い損害をもたらすことになるか否かについて

本件における技術分野は通信分野であるため、製品の周期が比較的短く、技術のアップグレードが比較的早い。差止措置の執行は、申立人による製品の販売を阻み、その市場シェアを不可逆的に縮小させ、その利益に回復し難い損害をもたらす。

- ③行為保全措置を講じないことによる申立人への損害が、行為保全措置を講じたことによる被申立人への損害を超えるか否かについて

申立人は、行為保全措置を講じなければ、生産・販売活動は不利な影響を被ることとなり、中止を迫られる可能性もある。一方、被申立人にとって、行為保全措置はその特許権の行使に一定の制限を受けることとなるが、その権利の根本的な喪失を導くことはない。したがって、行為保全措置を講じないことによる申立人への影響のほうが大きいといえる。

- ④行為保全措置を講じることが、社会公共の利

益及び国際民事訴訟秩序に損害を与えることになるか否かについて

行為保全措置は社会公共の利益に損害を与えることはない。消費者は申立人が生産・販売する通信製品を持続的に入手することができ、製品の販売禁止や売り切れ等の状況に遭うことはない。行為保全措置を講じなければ、申立人の生産・販売が禁止されるリスクを生じ、かえってその市場競争に関与する力が損なわれ、消費者の利益に不利な影響を与えてしまうこととなる。また、行為保全措置は国際民事訴訟秩序に損害を与えることもない。本法院は申立人及び被申立人との間の標準必須特許ライセンス料に関する紛争を最初に受理した法院として、申立人から進んで裁決を求められる場合、行為保全措置を講じることは双方の紛争の一回的解決に資し、また、申立人及び被申立人が異なる国家・地域における提訴による訴訟トラブル及び管轄権の競合を最大限解消することができる。

- ⑤申立人が行為保全申立のために有効な担保を提供したか否かについて

申立人は、本法院に5000万元の預金証明書を提出し、それを行為保全の担保のために法院により凍結されることに同意し、また、法院の要求があれば、それに従い担保の金額を高めることができると説明した。当該預金担保は、行為保全措置が被申立人に与え得る初步的な損失をカバーすることができ、また、申立人の説明はその真摯な意図を表明したものと見える。さらに、このようなやり方は双方に制約を課し、双方が速やかに紛争解決の実質的なプロセスに入るよう促し、紛争の早期解決を図ることにつながる。したがって、本法院は、申立人が行為保全のために提供した担保を認める。

4 上記の3つの紛争事件の関係

上述した最高人民法院及び武漢市中級人民法院が下した3つの禁訴令は、いずれも訴訟前保全であった。

「華為(ファーウェイ)とConversantの紛争

事件」において、最高人民法院は、禁訴令の適用を判断するにあたって5つの判断要素からなるアプローチを適用した。

その後、武漢市中級人民法院は「小米（シャオミ）とInter Digitalの紛争事件」事件において、「華為（ファーウェイ）とConversantの紛争事件」における最高人民法院の禁訴令とは異なるアプローチを適用して禁訴令を下した。

しかし、その後の「サムスンとEricssonの紛争事件」において、武漢市中級人民法院は、「華為（ファーウェイ）とConversantの紛争事件」における最高人民法院の禁訴令とほぼ同じアプローチを適用して禁訴令を下した。

を制定する可能性も否定できないが、それが制定されるまでは、「華為（ファーウェイ）とConversantの紛争事件」の最高人民法院裁定の判断手法が今後の指針となろう。

（本連載の第27回は、2021年9月に掲載の予定。）

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 中国語の「単位」は、組織、団体等を意味する。

³ 香港・マカオ等のように、（外交及び軍事を除き、）同じ国の中でも異なる法制度を有する地域は、ここでいう「国」として扱われる。

IV. おわりに

標準必須特許に係る同じ事案について複数の国・地域の裁判所で標準必須特許関連訴訟が提起され、並行して各訴訟の審理が進み、各国の裁判所で異なる内容の判決が下された場合、極めて不合理かつ複雑な事態が生じる。多くの国では、自国の企業等が外国裁判所から不利な判決を受けることを防ぐために、裁判所が標準必須特許関連事件について管轄権を積極的に行使する傾向が見られる。そこで、「Anti-suit Injunction」が各国の裁判所により適用されることになるが、しばしば、対抗手段（「Anti-anti-suit Injunction」、 「Anti-anti-anti-suit Injunction」等）の応酬となってしまう。

しかし、一国の法制度や判決の効力は、基本的には、「属地主義」に基づき、当該国の領土内でのみ効力があるのであって、外国の領土に効力を及ぼすことはできない。ある国で禁訴令が出されたとしても、外国で強制的に当該禁訴令を遵守させることは、現実的に不可能である。そこで、複数の国・地域の裁判所で禁訴令が出されるようなケースでは、實際上、当事者間で和解による解決を図るのが最善の方策となるであろう。

ちなみに、最近の中国の学界において、多くの学者は、国際礼讓、相互主義（中国語では「対等原則」）を尊重する上で、禁訴令を積極的に適用すること、速やかに禁訴令の関連規定を公布・施行することを提唱している。今後、最高人民法院が、禁訴令の申立の主体、適用要件、効果等について司法解釈

商標審査を約2倍[※]の速度で! **SPEED UP!**

申請手続・手数料不要

ファストトラック審査

※期間は令和2年2月現在

注目!!

自動で審査対象になる方法

早さの違いは、出願時の “ひと工夫”にありました。

ヒント

指定商品・指定役務の記載

簡単!

申請不要

無料!

手数料不要



6ヶ月早い!

ファストトラック審査

審査結果

約6ヶ月後

同時に
出願

なぜ?



通常審査

審査順番待ち

審査結果

平均約12ヶ月後

とっきよ

特許庁WEBサイトでも詳しく解説中!

みんなのギモン? 「ファストトラック審査」

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol45/07_page1.html



特許権侵害訴訟における 共同不法行為



みやび坂総合法律事務所

弁護士・弁理士・職務発
明コンサルタント・詩人

高橋 淳

第1 はじめに

特許権侵害訴訟の損害論に関しては、種々の論点があるが、本稿においては、製造者と販売者間の共同不法行為(民法719条前段)の要件¹について若干の検討を行う。

第2 製造者と販売者間の民法719条前段所定の共同不法行為の成否

1 裁判例

製造者と販売者間の719条前段所定の共同不法行為(以下「前段共同不法行為」)の成否については多数の裁判例があるが、その判断枠組みを示すものは少ない。例えば、オクタン誘導体事件判決²は、「被告製品の製造・販売における被告ら両社の緊密な一体性にかんがみると、被告製品の製造及び販売という一連の侵害行為について、これを全体的に考察すれば、被告らは、主観的にも共同して、積極的に製造と販売の役割分担を果たしていたものといえることができる」と判示しているが、「一体性」を判断するための枠組みは提示されていない。

この点に関し、金属製ワゴン事件控訴審判決³は、「複数の者について不法行為責任が認められる場合において、各侵害者につき、共同不法行為責任が成立するためには、各侵害者に共謀関係があるなど主観的な関連共同性が認められる場合や、各侵害者の行為に客観的に密接な関連共同性が認められる場合など、各侵害者に、他の侵害者による行為によって生じた損害についても負担させることを是認させるような特定の関連性があることを要する」と判示している。そして、この判示は粘性組成物事件原審判決⁴により踏襲され、同判決は大合議判決によっても維持されている。この流れを見ると、前段共同不法行為の成立要件として、特定の関連性を要求する見解(以下「特定関連性説」)を採用する裁判例が主流になることが見込まれる。

2 学説

製造者と販売者間の前段共同不法行為の成否については、比較的緩やかに肯定するのとして、「本当に偶然と言えるような場合、例えば、当該侵害品の販売者が多数存在する場合は別として、ある侵害品が製造され、特定の販売者がそれを販売するとき、侵害品の市場流出という権利侵害行為は共同でなしているといえる」、「資本関係などがなくても、ある侵害品の製造と販売のように、論理的に互いの存在を不可欠とする場合は、民法719条1項前段の共同不法行為をストレートに認めてよいように思われる」とする見解がある⁵。

これに対し、比較的厳しく解するものとして、客観的関連共同性を認め難いことを前提としつつ、主観的関連共同性について、両者間に共謀があるとき、購入転売者が製造(輸入)販売者の製造(輸入)販売を教唆・討助したとき、購入転売者が製造(輸入)販売者の製造(輸入)販売を利用したとき、製造(輸入)販売者が購入転売者による製造(輸入)販売者の製造(輸入)販売の利用を容認したとき、両者間に資本的結合関係・人的交流関係があるとき等のみ、共同不法行為の成立を肯認する見解がある⁶。

いずれにせよ、判断枠組みを直截に提示する学説は乏しいと言わざるを得ない。

3 検討

3-1 帰責根拠

特定関連性説は、その関連性の内容について、「各侵害者に、他の侵害者による行為によって生じた損害についても負担させることを是認させるような特定の関連性」と述べているが、これは、結論が妥当であるような場合に要件を充足するとロジックであり、循環論法であるとの批判があり得る。この批判を回避するためには、各侵害者に、他の侵害者による行為によって生じた損害についても負担させることの根拠(以下「帰責根拠」)を問う必要がある。

そもそも、民法719条前段は、特定人に対して、当該特定人の行為について不法行為の要件が充足しない場合において、他の者の行為について不法行為責任を問うものであるが、その帰責根拠の一つとして、他の者の行為についての「十分な意思的関与」により結果(特許権侵害)を惹起したことを指摘することができる⁷。そして、侵害者が他者の行為を支配している場合(「支配型」)又は相互に利用補充している場合(以下「分担型」)には、「十分な意思関与」があるといえると解される。

3-2 取引の安全確保の要請

他方、前段共同不法行為は、特定人の行為と因果関係のない損害について責任を負わせるものであるから、当該特定人の行動の自由十分に配慮する必要があるし、本稿が検討の対象とする製造者と販売者間の取引に関しては、取引の安全確保の要請が強く作用する。したがって、製造者と販売者間の関係があるというだけでは十分な意思的関与(特定関連性)を肯定することはできない⁸。

3-3 類型的検討

3-3-1 株主又は取締役レベルにおける「人的つながり」の位置づけ

このような観点から、民法719条前段所定の共同不法行為を肯定した裁判例を検討すると、一部の裁判例⁹においては、取締役が共通であること又は関連会社・同族会社であること等の人的つながりが考慮要素とされているが、このような株主又は取締役レベルにおける「人的つながり」は、「十分な意思的関与」があることを結論づける事実の一つと整理するべきと解される。

3-3-2 一手販売関係又は全量仕入れ全量納入関係

民法719条前段所定の共同不法行為を肯定した裁判例の中には、一手販売関係¹⁰又は全量仕入れ全量納入関係¹¹を民法719条前段所定の共同不法行為を肯定する考慮要素とするものがある。これらの関係も、「十分な意思的関与」があることを結論づける事実の一つと整理するべきと解される。

3-3-3 販売に関する相互サポート等

粘性組成物事件原審判決は、被告アンプリーと被告リズム間の「特定の関連性」について¹²、「被告アンプリーは、被告ネオケミアから被告製品8を仕入れ、これを被告リズムに転売していたところ、被告リズムは設立当初から被告アンプリーに対して販売する商品の相談をして」いた、「被告アンプリーは、OEMメーカーではあったが、被告リズムの創業を応援しようとして被告リズムと取引を開始し、販路として育成していこうと考え、被告リズムを「販路育成プログラム」対象企業の第一号という位置付けの企業にし、被告リズムと協力して炭酸ガスパックを売り出していた」、「被告アンプリーは被告リズムとの間で顧客や顧客からの注文等に関する情報交換を密にしていた」、「被告リズムによる売上額は3億円を超えており、被告アンプリー自身の売上額も1億円を超えており、他の被告の他の製品の売上額と比較しても、桁違いに売上額が大きい」との事実を認定した上で、「このような売上上げを上げることができたのは、以上のような被告アンプリーと被告リズムとの間の関係性があったからであると推認され、両社は相互に利用補充しながら、被告製品8の製造、販売をしてきたということが出来る。したがって、両社の行為には、客観的に密接な関連共同性があったといえ、共同不法行為が成立するというべきである」と判断している。同判決が指摘する事情は、いずれも、両社が、意思に基づき相互に他社の行為を利用補充していることを結論づける事実の一つと整理するべきと解される。

以上

1 民法上の議論を整理したものとして、松原「共同不法行為論の現在」(「社会の発展と民法学」537頁以下)がある。

2 東京地裁平18(ワ)第29554号

3 知財高裁平成25(ネ)10025号

4 大阪地裁(平成30年6月28日(平成27年(ワ)4292号)

5 新保克芳「権利者、侵害者側が複数の場合の問題点」西田ほか編「民事弁護と裁判実務」(8)48~349頁

6 清永利亮「損害(4)―複数の侵害者」牧野編「裁判実務大系」(9)55~356頁

7 前田=原田「共同不法行為論」253ページ以下

8 この点につき、知財高判平26年12月17日(平25年(ネ)10025号)は、「製造業者が小売業者に製品を販売し、これを小売業者が消費者に販売するという極めて一般的のものであり、製造業者と小売業者双方が、このような取引形態を取っていることを認識し容認しているとしても、これだけでは共同不法行為責任を認めるに足りるだけの十分な関連共同性があるとはいえない」と判示している。

9 例えば、知財高判平21年5月25日(平20年(ネ)1008号)

10 東京地判平21年8月27日(平成19年(ワ)3494)

11 前掲注2

12 販売業者間の前段不法行為の事案であるが、その趣旨は、製造業者と販売業者間の前段不法行為にも妥当する。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました！

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com